

生駒市消防本部訓令甲第2号

生駒市消防職員の勤務時間等の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月28日

生駒市消防長 有地 正伸

生駒市消防職員の勤務時間等の基準に関する規程の一部を改正する訓令
生駒市消防職員の勤務時間等の基準に関する規程（平成11年4月生駒市消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、休息时间」を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。